

令和8年度予算要求基準

令和8年度予算編成は、別紙「令和8年度予算編成方針」に基づいて行います。予算要求については、次の基準に則り行ってください。

1. 当初予算区分

予算区分は、「経常的経費」と「政策的経費」に分類します。

(1) 経常的経費

- ① 政策的経費以外の経費
- ② 予算額の多寡に関わらず、令和8年度以降も継続して実施していく経常的な事業（人件費、維持管理費など）
- ③ 国・県・市の補助事業で2年以上経過した事業
- ④ 経常的経費に係る特別会計繰出金
- ⑤ 放射能対策に関する事業

※令和7年度政策事業として採択された事業のうち、次に掲げる政策的経費に該当しないものは経常的経費です。

(2) 政策的経費

原則は、第2期実施計画に位置付けた事業に要する経費とします。ただし、以下の事業については、政策的な経費として取り扱います。

- ① 状況の変化により、令和8年度に新たに立ち上げる必要がある事業
- ② 引き続き推進する重要な既存事業のうち、新たな視点や手法で行う事業
- ③ 施設修繕のうち概ね200万円以上の支出を見込むもの
- ④ 備品購入のうち、新たに購入する必要性が生じたもの（老朽化による更新等は除く）
- ⑤ 業務のデジタル化に向けた取組に関する事業（システム導入、既存システムの機能要件の追加など）
- ⑥ このほか、令和8年度に政策事業として扱おうと特に判断した事業

※政策的経費か経常的経費の判断が不明な場合は、財政課又は企画政策課と協議してください。

※政策的経費のうち施設の整備（維持補修含む）に係る事業については、事前に資産管理課と協議を行ったうえで、財政課及び企画政策課で採択した事業のみとします。

2. 歳入

市の非常に厳しい財政状況を正しく認識し、職員一人ひとりがコスト意識を強く持ってください。そして、歳入全般にわたり、法令や制度等を再確認するとともに、ネーミングライツの導入やクラウドファンディングを活用した寄附金など、各部局自らが創意工夫を図ることにより、**積極的な財源確保**に努めてください。

(1) 市税

税制改正や経済動向などに十分留意するとともに、徴収実績や徴収率などの推移を踏まえつつ、的確な年間収入見込額を計上してください。

(2) 国・県支出金

国の概算要求等を踏まえ、各種法令や制度改正を的確に把握し、過大、過小見積りのないよう収入見込額を計上してください。

また、事業費の要求にあたっては、後年度の一般財源負担にも留意するとともに、法令や制度などを精査したうえで、交付要件に適合するよう事業手法を見直すなど、国・県支出金の確保に努めてください。

なお、**国・県支出金の廃止・縮小があった場合は、他の財源確保あるいは事業の工期や実施時期などの見直しを検討**してください。

(3) 使用料・手数料、分担金・負担金、諸収入など

受益者負担については、近年の物価高騰を踏まえた行政サービスごとの原価計算に基づき、**使用料・手数料などの適正化に向けた検討**を行ったうえで要求してください。ただし、受益者負担額の増額を行う際には、**単に受益者に負担を求めるのではなく、現状の運用そのものを見直し、歳出の抑制を併せて検討**してください。

また、法令に基づかない負担金や各種事業における参加費などの実費徴収においても、受益者負担の原則により適正な負担額を計上してください。

(4) 地方債

地方債充当事業については、その必要性・事業内容について十分検証し、引き続き借り入れを必要最小限にします。

さらに、事業費の要求にあたっては、地方債の活用が可能かどうか必ず検証を行うとともに、財政課及び企画政策課と調整のうえ、適債性の判断、起債対象経費及び充当率の適正な算出、将来負担の推計を行い、適正に計上してください。

また、国の補正等の動向についても、十分に留意してください。

(5) その他

公共施設や印刷媒体への**広告掲載**のほか、**ネーミングライツ**制度の活用、**クラウドファンディング**や**企業版ふるさと納税**、不要となった**備品の売却**など、歳入全般について積極的な検討を行い、財源確保に努めてください。更に、**公共施設や市が保有する土地等**についても必要性を分析し、**中長期的な視点で売却や有償での貸付け**を検討してください。

予算上、現年分と滞納繰越分を分けて計上している細節については、「収入未済額」ではなく、「実際に収入が見込める額」を計上してください。

3. 歳出

予算編成方針のとおり、令和8年度の予算編成は、昨年度に引き続き、非常に困難なものになることが予想されます。

限られた財源の中で、歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、事業の優先順位について一層厳しい選択を行い、歳出をさらに削減していかなければなりません。

継続事業について従来のまま創意工夫もなく要求したり、**安易に前年度のとおり要求する状況ではない**ことを十分に認識したうえで、歳出全般にわたり精査し、必要最小限の要求に留めてください。

また、スクラップアンドビルドを原則とし、**たとえ数万円であっても新たに費用が発生する場合は、他予算の削減や新たな財源を確保**してください。

○事業の必要性や費用対効果等については、実績値（人数や件数など）や各種統計、アンケート結果などによる分析（傾向等の把握）を徹底し、**数値を用いて説明するとともに、積算根拠を明確**にしてください。分析の結果、**緊急性や費用対効果の低い事業については、廃止・縮小・再構築を徹底的に進めたうえで予算を要求**してください。

○例年、予算要求額と執行額（決算額）の乖離が大きい場合は、その原因を探るとともに積算方法を見直すなど、要求精度の向上に努めてください。

○見積書の徴取により積算を行う場合には、見積額だけではなく、**取引の実例価格などを幅広く検討**するとともに、物価高騰などの社会情勢の変化を反映し、入札不調等による行政活動の停滞を招くことのないように留意してください。

また、歳出の要求は、「1 当初予算区分」に基づいて行うとともに、経費区分ごとの考え方は、次のとおりとします。

(1) 経常的経費

経常的経費は、**部局単位で歳出予算枠を設定しますので、各所管課において廃止を含めて事業そのものを見直して削減**することとし、目標額内となるまで部単位で見直しを行い、目標額達成に向けて財政課も積極的に関わっていくこととします。

なお、市民生活への影響を最小限に抑えながら経常的経費を削減するものとし、行政経営推進規則における「部の運営方針」に基づき、部局長が中心となり、**後年度の財政負担も考慮**に入れて予算を要求してください。

各部局における歳出予算枠は、別途個別に通知します。

部局単位における歳出予算枠について

予算編成方針のとおり、経常的経費において6.7億円の財源が不足しており、歳出を早急に削減しなければなりません。

そこで、令和8年度予算の要求にあたっては、**6.7億円の財源不足額のうち、3億円**を部局単位における削減目標として、歳出予算枠を設定します。

各部局の歳出予算枠は、以下に基づき算出しています。

- ① 昨年度作成を依頼した「事業精査集計表」をもとに、法令で義務とされている事業費を除いた金額をベースとして、各部局の削減額を算出する。
- ② 収支見通しで見込んだ歳出額から、削減額を差し引く。

なお、削減の検討にあたっては、以下の点に留意してください。

- **企画政策課による政策的事業見直しによる削減効果額（または歳入増加額）は、各部局の予算枠に反映**してください。また、予算要求時には部局長に確認を行ってください。
- **100%特定財源で賄われている事業の経費**や、実績に基づき積算する**光熱水費や燃料費**など、削減に適さない経費については、予算要求額に十分注意してください。
- 人員配置や事業の見直しによる**人件費の削減**や、**受益者負担額の適正化等経常的経費の財源となる歳入の増加額**については、目標額から考慮するものとしします。

① 人件費

人件費については、再任用職員の活用や、会計年度任用職員を含めた事務量に応じた適切な人員配置について、人事課と十分な調整を行ってください。

また、職員の流動体制による繁忙期対応を導入するなど、会計年度任用職員について真に必要な期間のみの任用とするよう徹底してください。

② 扶助費

法定扶助費以外の市単独事業については、内容の見直しを検討し、削減に努めてください。

③ 物件費

厳しい財政状況を踏まえ、物件費（旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等）については、物価の高騰が続く中ではあるものの、仕様の工夫等により、原則として令和7年度当初予算額と同等以下となるよう努めてください。

さらに、通信運搬費については、デジタル技術の活用によるペーパーレス化や電子申請の導入、発送頻度の精査など、これまで以上に支出総額を抑える工夫を行ったうえで、必要最小限の額を要求してください。

④ 経常的経費のうち、負担金・補助金

負担金については、事業の中で市の占める負担割合が適切であるかどうか確認するとともに、状況を多角的に分析の上、必要に応じて廃止や事業の抜本的改善を共同事業者へ提案するなど、見直しに努めてください。

補助金については、特に市単独事業の必要性および効果を十分に検証し、効果が薄れたものは、廃止の検討も含めた手法の見直しを行ってください。また、今後新規に創設する補助金については、交付期間を原則3年以内とします。

更に、各種団体への運営費に関する補助金は、翌年度への繰越金・剰余金について、実績報告書などにより実態把握を行い、減額しても団体の財政上問題がない場合や、事業実施に支障がないと判断される場合には、補助金の減額や不交付ができるように、交付要綱の内容を見直してください。

(2) 政策的経費

例年、政策的事業の要求額の総計は、充当可能な財源の見込額をはるかに上回る状況であるため、必ず各部局長の責任で部内調整を行ったうえで、事業の優先度や緊急性、財源確保の可能性などを総合的に精査し、予算要求してください。

政策的経費については、「1 当初予算区分」で示したとおりとしますが、事業の必要性、市が実施する必要性、経費節減や財源確保の工夫など改めて精査のうえ、**例年以上の厳しい査定**を行います。

なお、建物や設備の改修など公共施設等に係る予算については、我孫子市公共施設等総合管理計画や個別施設計画等との整合を図ってください。

施設修繕料・工事請負費など

政策的経費で計上する施設の修繕、建築工事については、「令和7年度における公共施設の整備に係る事業 事前査定結果」をもとに、必要に応じて資産管理課に工事費や外部委託のための設計費の積算を依頼してください。予算編成にあたっては、この積算金額を根拠とします。

また、維持管理や補修費用などのランニングコストを含めた、トータルコストの削減を考慮した設計とすることを原則とします。